

大分県立安心院高等学校入学者全国募集に伴うアパート等家賃支援事業補助金 交付要綱

令和 5 年 6 月 6 日告示

令和 6 年 5 月 10 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大分県が令和 5 年度入学者選抜試験から大分県立安心院高等学校（以下「安心院高校」という。）の生徒を全国募集することに伴い、円滑な受け入れや支援体制を構築することを目的に、安心院高校に通学するためにアパート等を賃貸して居住する生徒に係る経済的負担の軽減を図るため、当該生徒の保護者に対し、安心院高校生徒全国募集支援協議会（以下「協議会」という。）が予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生徒 大分県立高等学校入学者選抜実施要項の全国募集により県外から安心院高校に入学し、通学するために居住する生徒をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和 22 年法律 26 号）第 16 条に規定する保護者をいう。
- (3) アパート等 生徒が居住する賃貸住宅をいう。
- (4) 家賃 アパート等を賃貸借契約に基づき毎月支払う費用をいう。
- (5) 賃貸人 アパート等を賃貸借契約に基づき提供する者をいう。
- (6) 所有者 アパート等を所有している者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中学校卒業時に県外に住所を有し、大分県立高等学校入学者選抜実施要項の全国募集により安心院高校に入学し、学校長が認める生徒の保護者であって、実際に家賃を負担している者とする。ただし、この要綱以外の法令等により、家賃の全部又は一部の支給を受けている者は除く。

(補助対象要件)

第 4 条 補助金の交付の対象とする要件は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) アパート等が宇佐市安心院・院内地域内にあること。ただし、同地域において、賃貸契約が困難な場合は、協議会と事前協議を行い、同意を得た場合に限り、宇佐市全域を対象範囲とする。
- (2) アパート等の所有者、又は賃貸人が生徒の 3 親等内の親族でないこと。
- (3) 補助対象者は、アパート等賃貸に関する契約書（様式第 1 号、またはそれに準じた書類）により、賃貸人と契約を行うこと。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、前条に規定する生徒が安心院高校に第1学年から第3学年まで在籍する期間とする。

2 前項の期間中、月の中途にアパート等の入居又は退去する場合において、当該アパート等の入居又は退去に係る月の入居期間が7日に満たないときは、補助対象期間としない。

3 第1項に規定する補助対象期間に、休学又は停学の期間が含まれる場合は、当該期間を除くものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、アパート等の家賃のうち次の各号に該当するものとする。

- (1) 住居賃料
- (2) 共益費
- (3) 管理費
- (4) 駐車場・駐輪場費
- (5) 自治会費等に相当する費用
- (6) その他会長が認める費用

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、生徒1人当たり1カ月分の家賃の3分の2以内とし、月額4万円を上限とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金を交付しないものとする。

- (1) 安心院高校及び賃貸人等が善良な指導、監護を行っているにもかかわらず、生徒の不良行為により指導、監護を続けることが困難となったとき。
- (2) 安心院高校及び賃貸人等に多大な損害を与える行為があったとき。
- (3) 安心院高校において、著しく出席日数が不足したとき、又は成績が著しく不良の場合。
- (4) 生徒又は保護者の都合により転校、又は退学したとき。
- (5) 家賃等の滞納が、2ヶ月以上続いた場合。
- (6) その他、会長が特に必要と認めたとき。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、原則として毎年4月末日までに補助金交付申請書(様式第2号)に、アパート等賃貸に関する契約書(様式第1号)の写しを添えて、会長に提出しなければならない。ただし、年度途中にアパート等に入居する場合にあっては、その事由の発生後30日以内に会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 会長は前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、
適当と認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第3号)
により、申請者に通知するものとする。

(補助金の変更)

第10条 前条の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、前条の交付
決定を受けた後に、その内容を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書
(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当
と認めたときは、補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、交付決定者に
通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第11条 交付決定者は、毎年度遅滞なく、補助金実績報告書兼請求書(様式第6号)
に、交付決定者が生徒の家賃を支払ったことが確認できる領収書等の写しを添え
て、会長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、アパート等を退去、または第7条3項に該当したときから起算
して30日を経過した日、または翌年4月10日までのいずれか早い時期までに前
項に関する書類を会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び支払い)

第12条 会長は、前条の規定により請求を受けたときは、これを審査し、適当と認
めたときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第7号)により交付
決定者に通知するものとする。

2 会長は前項の規定に基づき通知を行った場合、速やかに補助金を支払うものと
する。ただし、概算払請求を行うときは、この限りではない。

(概算払)

第13条 交付決定者が概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、次の各
号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期限までに、補助金概算払請求
書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(1) 4月分から7月分までの家賃 4月末

(2) 8月分から11月分までの家賃 8月末

(3) 12月分から3月分までの家賃 12月末

(補助金の返還)

第14条 会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交
付決定を取り消し、全額又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正行為によって補助金を受けたとき。

(2) 交付決定後、概算払い請求により補助金を受けた後に第7条第3項に該当
したとき。

(3) この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(要綱の見直し)

2 この告示の施行後 3 年ごとに、この補助金のあり方、必要性等について必要な見直しを行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

様式第 1 号（第 4 条関係）

アパート等賃貸に関する契約書

アパート等の賃貸人（以下「甲」という。）と大分県立安心院
高等学校の生徒の保護者（以下「乙」という。）は、下記のとおり
アパート等の賃貸費用に関する契約を締結する。

記

（アパート等）

第 1 条 甲は、次の施設を生徒が居住して利用することを許可する。

アパート等の名称：

アパート等の住所：

（生徒）

第 2 条 アパート等に居住をする生徒は、大分県立高等学校入学者選抜実施要項の
全国募集により県外から安心院高校に入学し、通学する生徒とする。

年 組 氏名：

居住する前住所：

（居住期間）

第 3 条 当該生徒の居住期間は 年 月 日から 年 月 日まで
で（ ヲ月）とする。

（家賃）

第 4 条 家賃は、月額 円（税込）（A）とし、当該家賃のうち、3 分の 2
以内を安心院高校生徒全国募集支援協議会が補助する。

ただし、月額 4 万円を上限とする。（B）

2 前項の規定により算定した補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、
これを切り捨てる。

3 乙は、第 1 項及び前項の家賃の残額 円（C）を負担することと
する。

4 乙は、甲が指定する以下の期日までに、月額 円（A）を甲の指定
する方法により甲に支払うものとする。

（ ☐ 当月払い ☐ 翌月払いにより毎月 日まで ☐ その他 ）

(疑義についての協議)

第5条 本契約に定められた事項及び本契約に関して生じた疑義等については、
甲、乙互いに誠意をもって協議のうえ決定する。

(本契約の効力)

第6条 本契約は、大分県立安心院高等学校入学者全国募集に伴うアパート等家賃
支援事業補助金の交付を前提としており、当該補助金の交付決定を以って、
年 月 日から 年 月 日まで効力が発生するものとする。な
お、当該補助金が不交付だった場合は、甲、乙互いにアパート等の家賃負担額に
ついて改めて協議し、新たに契約を取り交わすものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の
うえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲

(住所)

(氏名)

印

乙

(住所)

(氏名)

印

※上記の内容等が記載されている契約書等がある場合、その写しでも可

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

安心院高校生徒全国募集支援協議会
会長 様

申請者

年度 大分県立安心院高等学校入学者全国募集に伴うアパート等
家賃支援事業補助金交付申請書

年度大分県立安心院高等学校入学者全国募集に伴うアパート等
家賃支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の
交付を受けたく申請します。

記

1 交付申請額 円

2 内訳

組・番号	生徒の氏名	アパート等の名称

補助対象経費 (A)	補助金の額 (B) (A) の 3 分の 2 以内 上限 4 万円 *1,000 円未満切捨て	居住 期間 (C)	交付申請額 (B) × (C)
月額 円	月額 円	ヵ月	円

3 添付書類
アパート等賃貸に関する契約書（様式第 1 号）の写し

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

安心院高校生徒全国募集支援協議会
会長

年度 大分県立安心院高等学校入学者全国募集に伴うアパート等
家賃支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の補助金について、大分県
立安心院高等学校入学者全国募集に伴うアパート等家賃支援事業補助金交付
要綱第9条の規定により、下記のとおり決定したので通知いたします。

記

補助金交付決定額 円

様式第 4 号（第 10 条関係）

年 月 日

安心院高校生徒全国募集支援協議会
会長 様

申請者

年度 大分県立安心院高等学校入学者全国募集に伴うアパート等
家賃支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業の内容
に変更が生じたので、大分県立安心院高等学校入学者全国募集に伴うアパート
等家賃支援事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり申
請します。

記

- 1 変更交付申請額 円
- 2 変更の理由

第 号
年 月 日

様

安心院高校生徒全国募集支援協議会
会長

年度 大分県立安心院高等学校入学者全国募集に伴うアパート等
家賃支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった標記の補助事業について、
下記のとおり変更交付決定したので、大分県立安心院高等学校入学者全国
募集に伴うアパート等家賃支援事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定に
より、通知いたします。

記

- 1 補助金変更交付決定額 円
- 2 事業の内容 年 月 日付けで変更申請のとおり
とする。

年 月 日

安心院高校生徒全国募集支援協議会
会長 様

申請者

年度 大分県立安心院高等学校入学者全国募集に伴うアパート等
家賃支援事業補助金実績報告書兼請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記の
補助金について、大分県立安心院高等学校入学者全国募集に伴うアパート等
家賃支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求しま
す。

記

- 1 交付決定額 円（A）
- 2 概算払額 円（B）
- 3 補助金請求(精算)額 円（A）－（B）
- 4 内訳

組・番号	生徒の氏名	アパート等の名称		
補助対象経費 (A)	補助金の額 (B)	居住期間 (C)	交付申請額 (B) × (C)	
月額 円	月額 円	カ月	円	

- 5 振込口座（請求がある場合のみ記載）

金融機関名	銀行 金庫 信金 信組 農協 その他	支 店 出張所
預 金 種 目	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他	
口 座 番 号		
フリガナ		
口座名義		

- 6 添付書類
生徒の家賃を支払ったことが確認できる領収書・振込等の写し

様式第 7 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

安心院高校生徒全国募集支援協議会
会長

年度 大分県立安心院高等学校入学者全国募集に伴うアパート等
家賃支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった標記の補助事業について、下
記のとおり補助金の額を確定したので、大分県立安心院高等学校入学者全国
募集に伴うアパート等家賃支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、
通知いたします。

記

1 補助金の確定額 円

申請者

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記の
補助金について、大分県立安心院高等学校入学者全国募集に伴うアパート等
家賃支援事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり請求いた
します。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 概算払い請求額 | 円 |
| 2 | 内訳 | |

組・番号	生徒の氏名	アパート等の名称	
補助対象経費 (A)	補助金の額 (B)	居住期間 (C)	交付申請額 (B) × (C)
月額 円	月額 円	ヵ月	円

- ### 3 振込口座

金融機関名	銀行 金庫 信金 信組 農協 その他						支 店 出張所			
預 金 種 目	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他									
口 座 番 号										
フリガナ										
口座名義										